



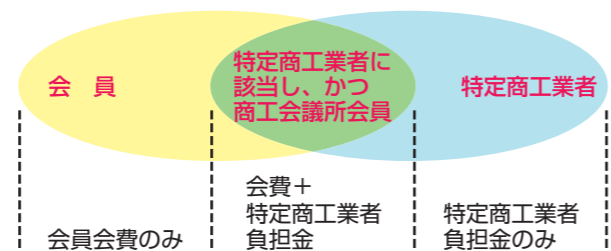
●特定商工業者制度について

毎年4月1日現在で、須坂市内に6ヶ月以上事業所をもって営業している商工業者で次のいずれかに該当される方は、法律（商工会議所法第12条）によって「特定商工業者」となります。

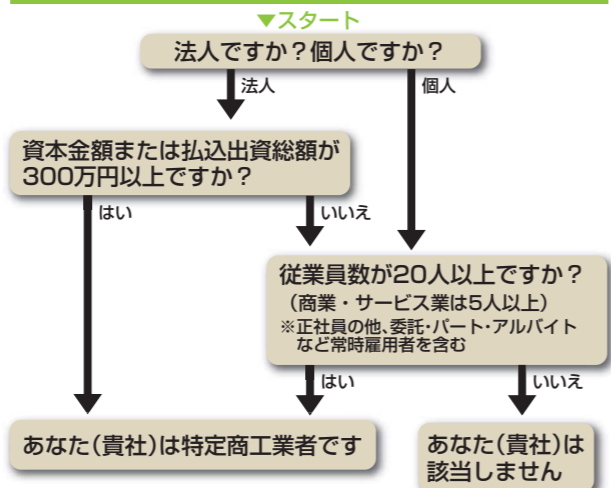
- (イ) 資本金が300万円以上の法人
 - (ロ) 常時使用する従業員が20人（商業、サービス業に属する事業として営むものについては5人）以上の者
- ・負担金 毎年1,000円

商工会議所には、法律で定められた一定規模以上の企業（特定商工業者）にその登録（法定台帳の提出）と経費負担（負担金の納入）のご協力をいただき、その地域の商工業の実態把握を行い、地域経済の改善発展のための基礎資料とする特定商工業者制度が設けられております。これは、全国的な制度です。商工会議所の「会員」とは以下の通り制度が異なります。

会員	特定商工業者
事業者の自由意思によって加入し、会費を支払うことで事業の拡大を図るためのさまざまな事業・サービスが受けられます	特定商工業者の皆様は、会員・非会員の区別なく法定台帳に登録され地区内の商工業の総合的な改善発展を図るために上記に該当する事業者の台帳の作成を義務づけられており、長野県知事の許可を得てその作成費用として負担金をお願いしています。

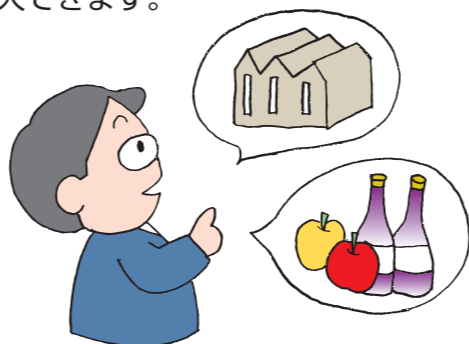


あなたの事業所は特定商工業者ですか？



会員特典

- あなたの意見や提案が部会や委員会を通じて、会議所の意見として大きく反映されます。
- 商工業振興及び地域振興に参加できます。
- 商工会議所の議員に選ばれ、また選ぶ資格が持てます。
- 信用ある業者として紹介されます。
- 各種制度融資のあっ旋及び相談を受けられます。
- 経営、労務、法律、税務など各種講演会・講習会・セミナーに参加できます。
- 経営診断制度の活用及び経済動向調査、研究資料、各種情報を受けられます。
- 記帳代行制度の活用及び記帳、決算、申告指導が受けられます。
- 労働保険事務代行制度を利用いただけます。
- 各種相談を受けられます。
- 各種共済制度等が利用できます。
- 各種検定試験が受けられます。
- 健康診断が受けられます。
- 商工会館会議室が利用できます。
- 優良・永年従業員表彰等が受けられます。
- 会員限定のチェンバースカードにご加入できます。



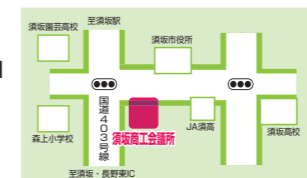
ご利用の すすめ



蔵の町 須坂の町並み

須坂商工会議所

〒382-0091
長野県須坂市立町1278番地1
TEL.026-245-0031 (代)
FAX.026-245-5096
http://www.suzaka.or.jp
E-mail : cci@suzaka.or.jp



商工会議所のしくみと活動

商工会議所は、地域商工業者の世論を代表し商工業の振興に力をそそいで、国民経済の健全な発展に寄与するための地域総合経済団体です。

商工会議所とは

商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発展を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的としています。

●4つの特色

- ①商工業の総合的な改善発達から社会一般の福祉増進まで、幅広い公共性を持っています。
- ②市内全域を対象とする地域団体で、活動の基盤はつねに地域に置くという地域性を持っています。
- ③業種、企業規模、法人・個人に関わらず、すべての商工業者が会員として加入できる総合性をもっています。
- ④世界各国の商工会議所等と連携をとりながら民間経済交流の推進役として活躍する国際性を持っています。

中小企業相談所とは

商工会議所の中に中小企業相談所があります。相談所では中小商工業者、特に比較的規模の小さい小規模事業者（常時使用する従業員が商業、サービス業では5人、製造業、その他では20人以下の商工業者）の方々のために専門に相談支援にあたっています。

商工会議所の会員になるには

資格／須坂市内で原則として6ヶ月以上営業活動をしている商・工業者、自営業者、団体、特殊法人等どなたでもご入会できます。

手続き／所定の入会申し込み用紙に記入捺印の上、会議所にお申し込みください。

会費／年額1口2,000円で、個人企業は3口以上、法人企業は5口以上をお願いいたします。（会費は資本金等により変動します。また、全額経費または損金算入できます。）

会員の権利／会議所の運営に参加し、議員を選挙し、議員に選任される権利があります。